

第2回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数


種 別	その他	計
件 数	1	1

(2) 議案の名称

<その他>

議案第134号 調停について（損害賠償額確定等調停事件）

<平成25年9月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第134号	所 管	市民税課
件 名	調停について（損害賠償額確定等調停事件）				
内 容					
<p>1 調停理由</p> <p>本年6月に本市が元職員である申立人に対し、入湯税過少申告問題に係る損害賠償金の請求を行ったところ、申立人が当該損害賠償金の適正な金額及びその支払方法を定めることを求めて、大阪簡易裁判所に調停を申し立て、本年8月に大阪簡易裁判所から調停条項案が提示された。当該調停に応じる場合、元金全額の確保が図られ、また申立人が所定の利息金を含め一括して支払に応じるなど、調停条項案は本市の請求に近く妥協できる内容と判断できるため、議決を求めるもの。</p> <p>2 当事者</p> <p>(1) 申立人 </p> <p>(2) 相手方 尼崎市 代表者 稲村 和美</p> <p>3 調停条項の内容</p> <p>(1) 申立人は、相手方に対し、本件の損害賠償請求に係る和解金として、778万1144円(元金773万8740円及びこれに対する平成25年7月23日から同年8月31日までの年5分の割合による利息金4万2404円の合計金額)の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 申立人は、相手方に対し、前項の金員(778万1144円)を、平成25年10月31日限り、相手方に持参又は送金して支払う。 ただし、支払に伴う費用については、申立人の負担とする。</p> <p>(3) 申立人と相手方は、申立人と相手方との間で、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>(4) 調停費用は、各自の負担とする。</p>					

調停の経緯の詳細

争点	相手方	申立人	裁判所が提示した調停案
請求額 (元本)	請求額(元本773万8740円)の支払を求め。	元本については、清算条項を入れた調停条項に基づき支払をしたい。	元本及び平成25年7月23日から同年8月31日までの年5分の利息金を支払う。
利息金	納期限の翌日である平成25年7月23日から支払日まで年5分(民法第404条)の利息金の支払を求め。	請求書に記載がないので、利息金は支払えない。	
金員の名目	損害賠償金の名目で支払を求め。	不法行為責任はないので、損害賠償金の名目では支払えない。	「損害賠償請求に係る和解金」の名目で支払う。
支払の期限	納期限(平成25年7月22日)を徒過しているため、速やかに支払を求め。	平成25年10月31日までの支払期限であれば、一括して支払う。	平成25年10月31日までに上記の元本及び利息金を支払う。